令和7年度生殖補助医療費等の助成について（申請者及び医療機関におかれまして両面記載の必要事項をご確認下さい）

R7.4.1～R7.12.31までの治療分

＊対象者（以下の全てに該当する人が申請できます）

・ 助成金の交付を受けようとする治療期間（＊）の開始日から申請日までの期間を通じて、いずれか一方または両方が橿原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上同様の関係にある男女（他の者と婚姻の届出をしていない者に限る）を含む）であること。
※申請日とは、申請に必要な書類を全て揃えて提出された日になります。
※申請後に市税の滞納をしていた等対象者の条件を満たしていないと発覚した時に、すでに転出していた場合は交付することはできません。
※交付決定までには、1～2か月程度かかりますのでご注意ください。

・ 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。

・ 夫婦の両方が市税を滞納していないこと。（住民税、国民健康保険税等）
※市税の納付期限が過ぎている場合は、滞納していることになりますのでご注意ください。

・ 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。

・ 助成金の交付を受けようとする治療期間（＊）の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
＊治療期間：生殖補助医療に係る治療計画の作成（治療計画を作成しない場合は、採卵準備又は凍結胚移植を行う為の投薬開始等）を行った日から妊娠の確認等医学的に当該生殖補助医療が終了するまでの期間。

＊助成対象となる治療

体外受精及び顕微授精（生殖補助医療）及びこれに併せて行われる先進医療

・厚生労働省が定める生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関で実施するもので、保険収載となった治療のうち、生殖補助医療に係るもの。

・生殖補助医療に係る先進医療の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもので、対象となる治療・技術は、先進医療として厚生労働省より告示されている不妊治療関連の技術に限る。（受診等証明書等参照）

※厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において実施する令和4年4月1日以降に保険収載された不妊治療のうち、令和7年4月1日以降に開始した別表1に掲げる生殖補助医療（男性不妊治療を含む。以下同じ。）及び別表2に掲げる先進医療とする。（別表1、2は県補助事業実施要綱より。受診証明書に添付）

※ただし、次のいずれかに該当するものを除く

・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子または胚の提供によるもの

・ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）によるもの。

・ 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）によるもの。

・ 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止したもの。

・ 保険診療と保険外診療とを組み合わせて行ういわゆる「混合診療」による治療等。

・ 不妊症の診断がされていない者に対して、（将来やがん治療の前等に）妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等。（生殖補助医療の治療計画に従い、保険診療（先進医療を含む）において夫婦から採取した卵子と精子を用いて作成された初期胚及び胚盤胞を移植した場合のみが対象となる為）

・ 橿原市その他の地方公共団体の助成を受け又は申請している生殖補助医療等

＊助成金額等について

○ 自己負担額の2分の1以内の額（100円未満の端数は切捨）とし、1組の夫婦に対して1治療期間を申請年度につき1回、下記を上限とし助成します。

① 保険診療で行う生殖補助医療・・・上限5万円

又は② 保険診療の上限回数を超えた治療（1子につき胚移植術が超過直後の連続する2回に至る迄）・・・上限15万円

③ ①又は②に追加して実施される先進医療・・・上限5万円

※男性不妊治療を実施の場合は①②③に上乗せで助成。

○ 証明書・診断書等にかかる文書料、入院料、食事療養標準負担額（入院した場合に要する食事代）、個室料、妊娠判定や妊婦健康診査、出産（流産・死産を含む）に係る費用、その他治療に直接関係のない費用は助成対象外。

○ 助成期間は、対象者の第何子かにかかわらず、最初に助成金の交付対象となった生殖補助医療等の申請年度から起算して5年度までです。

（例）令和7年度申請分より助成金の対象となった場合、助成期間は令和7年度より起算した5年度になり、令和11年度申請まで

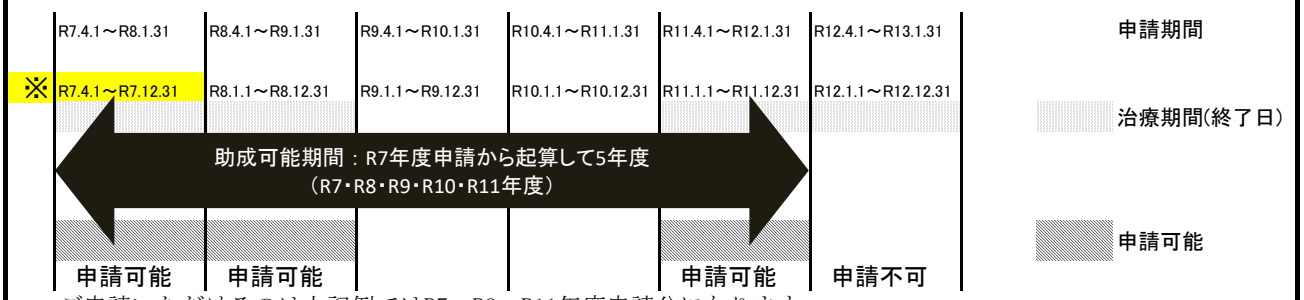

ご申請いただけるのは上記例ではR7、R8、R11年度申請分になります。

※初年度の為、R7年度申請のみ治療期間が4月1日以降開始～

＊申請期間

治療が終了した日が属する年の4月1日から翌年の1月末日まで（※）**※但しR7年度申請のみR7.4.1以降開始の治療～が対象**

令和7年（R7.4.1～R7.12.31）中に終了した治療（※）は、令和7年4月1日から令和8年1月末（R7.4.1～R8.1.31）まで申請可

裏面に続く

＊補足事項等

- 令和7年4月1日以降に治療期間が開始した生殖補助医療等が助成対象です。
  (妊孕性温存療法を除き、夫婦の以前に行った体外受精又は顕微受精により作られた受精胚による凍結胚移植の場合を含む)
- 1治療期間を申請年度につき1回助成となります。助成を受けることのできる治療ステージの内容詳細は、別紙受診等証明書❷裏面※1参照。
- 保険診療で実施できる胚移植の回数は、初めての治療期間の開始日(初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日。)における妻の年齢により定められています。
- 保険適用回数の上限を超えて実施した治療に対する助成は、1子につき胚移植術の回数が2回(保険適用回数超過直後の連続する)に至るまでとする。(但し、市の助成は5年度申請期間内において、1年度につき1回まで)

【保険適用回数】　40歳未満(40歳の誕生日の前日)　⇒6回
40歳以上43歳未満(40歳の誕生日～43歳の誕生日の前日)　⇒3回
43歳の誕生日以降に開始した治療　⇒保険適用外、補助対象外

【助成対象の超過の2回】　上記が40歳未満の場合：7回目と8回目
上記が40歳以上43歳未満の場合：4回目と5回目

※但し、R7.3.31迄に保険適用回数分の治療を終了している場合は、左記に関わらず、R7.4.1以降開始治療で連続する2回に至る迄のものが対象。
※あくまでも申請出来るのは、1治療期間を申請年度につき1回です

＊但し43歳の前日までに開始し、途中で43歳に達した場合はその治療期間の終了まで保険適用及び助成対象。(申請期限内において)
＊保険適用回数は1子ごとにリセットされますが、市の助成期間の5年度は1子ごとにリセットされません。但しパートナーの変更についてはお申し出下さい

※ご自身の治療期間の開始日や保険適用の考え方等については、医療機関にご確認下さい。
参考) 保険適用回数については、こども家庭庁ホームページ不妊治療の保険適用に関するリーフレット(外部リンク)もご参照下さい。

＊申請の流れ

① 申請書類（※下記の申請に必要な書類等）をそろえて、提出いただきます。
② こども家庭課で、対象者の確認（戸籍や市税の滞納の有無等）、治療内容や金額の確認等をします。
③ 交付決定の方には「交付決定通知書」を送付し、入金します。
交付できない方には「不交付決定通知書」を送付します。
※交付決定までには、1～2か月程度かかりますのでご注意ください。
また、「交付決定通知書」送付後、入金までに１か月程度かかります。

＊申請に必要な書類等

- 橿原市生殖補助医療費等助成申請書
- 生殖補助医療費助成事業受診等証明書（医療機関で記入してもらってください）
- 橿原市生殖補助医療費等助成金交付請求書（※一番上の請求日欄・金額欄はあけておいてください）
- 法律上夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）★
- 住所地を証明する書類（住民票謄本）★
- 夫及び妻が市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書等）★
- 夫及び妻の被保険者確認が出来るもの
  (有効期間内の保険証や資格確認証等、又はマイナポータルの保険証情報画面)
- 夫及び妻の本人確認書類（顔写真あり１種類(個人番号カード等)又は顔写真なし２種類）
- 申請者の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

申請時に持参いただくか、コピーの提出をお願いします

※各種添付書類や本人確認書類等は名前や住所等が最新の情報に更新されているものしか使えません。
※ 婚姻の届出をしていないが事実上同様の関係にある者の場合は追加で書類が必要です。
詳細についてはお問い合わせください。

上記★の書類については、夫婦の**「橿原市生殖補助医療費等助成金交付に係る同意書」**を提出する場合は添付を省略することができます。（最近橿原市に転入された方や、夫婦が同一世帯ではない場合には上記同意書があっても★の書類は省略できないことがあります)

(注) 夫婦どちらでも申請できますが、申請者は「市民であること」と「口座の名義人と同一であること」が必要です。

お問い合わせ先：橿原市こども家庭課　℡0744-47-3707
申請窓口：橿原市役所分庁舎（ミグランス）２階

注意!!
最後に必ず、対象者の条件を満たしているか、書類が全て揃っているか確認してからご提出ください。
不備等あった場合には、ご連絡させていただきますので、申請書にはつながりやすい電話番号をご記入ください。